

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道有機認証協会という。英文名を、「Association of Certified Organic Hokkaido」といい、略称を「ACOH」という。登記上の名称は特定非営利活動法人北海道有機認証協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、健康と環境保全を重視する有機食品に係る有機基準及び検査・認証システムに関する知識及び思想の普及啓発等を通じ、有機食品の認定普及に努め、その社会的信頼性を高めることにより、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を構築し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
①環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 有機食品に係る有機基準及び検査・認証システムに関する講演会、セミナー等の企画、開催及び後援
- ② 有機食品の認定普及及び有機農業の確立と普及の支援並びに環境保全活動の研究
- ③ 有機食品の認定普及及び環境の保全を図る生産・加工・流通・消費の各種団体との連絡、助言又は援助の活動
- ④ 有機食品に係る有機基準及び検査・認証システム及び環境保全に関する国際協力及び国際交流
- ⑤ 食品のトレーサビリティに関する認定普及及びトレーサビリティ農林水産物資の普及支援並びに研究
- ⑥ 特別栽培農産物に関する認定普及及び環境の保全を図る生産方法の啓発又は普及支援の活動
- ⑦ この法人の特定非営利活動①～⑥に関連する書籍・テキスト・マニュアル

ル・ガイドブックなどの企画・編集・出版を通じた情報提供。

- ⑧ この法人の特定非営利活動①～⑥に関連する証票・ロゴマーク・看板の企画・制作・頒布・販売など、消費者への適切な表示の確保に関する事業。
- ⑨ その他、この法人の目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ⑩ 書籍・テキスト・マニュアル・ガイドブック・パンフレットなどの企画・編集・出版など。
- ⑪ ロゴマーク・看板・証票等の企画・制作・頒布・販売など。
- ⑫ 会員相互の情報交換と交流。

- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
- 会員は、別に定める北海道有機認証協会倫理規定を遵守し、有機食品の正しい知識と意義の普及に努め、認証の中立性・公平性を図り、その社会的信頼性の向上に資すること。
- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体が消滅したとき。
- ③ 除名されたとき。
- ④ 2年にわたり会費の納入がなかったとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- ① この定款に違反したとき。
 - ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事7人以上12人以下
 - ② 監事1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた

ときは、その職務を代行する。

- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 事業計画及び収支予算
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 役員を選任又は解任及び職務
- ⑥ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- ③ 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は委任状による出席を含め、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。委任の方法は書面のほか、電子メール又は FAX 送信により行うものとする。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の運用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数並びに出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数も付記すること)
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は理事総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入

⑥ その他の収入

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。既定予算の追加又は更正があった場合には、理事長は、通常総会において当該事由の報告をし承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、破産の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、北海道に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、北海道新聞に掲載する。

第9章 事務局及び委員会

(設置)

第54条 この法人に、事務局を設置するとともに、学術・研修・広報・調査等に関する各種専門委員会を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 各委員会には委員長1名を置く。

(任免)

第55条 事務局職員並びに各種専門委員会の委員長の任命は理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局及び各委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項に規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2000年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第59条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この定款の変更は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この定款の変更は、平成12年8月11日から施行する。
- 8 この定款の変更は、平成14年7月16日から施行する。
- 9 この定款の変更は、平成15年10月15日から施行する。
- 10 この定款の変更は、平成17年2月8日から施行する。
- 11 この定款の変更は、平成20年5月14日から施行する。
- 12 この定款の変更は、平成20年11月27日から施行する。
- 13 この定款の変更は、平成21年5月15日から施行する。
- 14 この定款の変更は、平成23年6月23日から施行する。

これは現行定款に相違ない

特定非営利活動法人 北海道有機認証協会

理事 前木 茂